

Q6-9 みなし課税について教えてください。

台湾の税務申告は、帳簿に基づく課税所得計算を行って課税所得を確定し、それに基づき税額を計算するのが原則的な方法ですが、原価費用の配分計算が困難な時は以下の条件をともに満たせば、財政部の認可を得て、実際所得額を計算することなく、みなし利益率を用いた申告が認められています（所得税法第25条）。

1. 主たる事務所が台湾外の営利事業者であること。
2. 台湾内で、国際運輸業、建設請負工事、技術サービス提供、機器設備リース業などを営んでいること。

所得税法第25条適用の認可を得た場合、国際運輸業は営業収入の10%、それ以外の業務は15%をみなし利益率として課税所得を計算します。なお、みなし利益率適用時は、税務監査の実施の有無にかかわらず、欠損金の繰越控除はできません。

上記条件よりわかる通り、台湾内の現地法人の課税所得計算には所得税法第25条のみなし利益率は適用できません。

なお、上記条件を満たしていたとしても、実際の利益率がみなし利益率よりも低い場合は、実際の課税所得を計算してそれにより納税することも可能です。ただし、台湾外で発生している原価・費用については、証憑類や当該原価・費用が発生した国の会計士による合理性の証明書を提出しなくてはなりません。